

# （仮称）阪南市子どもの権利に関する条例素案（三次案）について【資料1】

【事務局まとめ】

## 検討委員のみなさま

これまで5回の検討委員会を実施し、様々なご意見をいただけてきました。当初のスケジュールでは、第6回検討委員会が最終となりますので、条例素案（三次案）につきまして、事前にご意見をいただきたく存じます。

みなさまにご意見を聞かせていただく部分については、広く全体に対し聞かせていただくことも考えましたが、これまで、特に多くの意見をいただき、論点として長く時間を費やした2点に絞ってご意見をいただこうと考えました。委員長・副委員長が指示しながら事務局と共に作成した条例素案（三次案）をご一読いただき、字体を変えている修正点を確認のうえ、以下の点についてご意見をいただけましたら幸いです。

よろしくお願いいたします。

回答：10/11名の委員

## ☆ 第14条（子どもの役割）についてのご意見

「条例に記載した方がよい」、「記載しない方がよい」。また、その理由や代替案等をお書きください。

※記載した方がよい 8名

※記載しない方がよい 3名

※その他 2名（うち無回答1名）

### 「条例に記載した方がよい」と回答された委員の意見

- ・役割も理解しておいた方がよい。
- ・おとなになった時、子どもの権利を守る側になるため、子どもの頃から知っておく必要がある。ただ、「努める」のは、子ども自身が行うことで、おとなから指示されることではないので、「努める」と書くのはどうか。
- ・新しい価値を創造していく「共創」によるまちづくりの実現のために、子どもを市民として、都市づくりのパートナーとして位置付けることを考えるのであれば、おとなや他の役割と並列して明記する方がよい。
- ・記載した方がよいが、14条（1）から（4）を満たさなければ、自分たちの権利を行使できないと読み取れてしまうのではないか。
- ・阪南市の特色のあるものを多く盛り込むべきだと考える。明記することが大切。

### 「記載しない方がよい」と回答された委員の意見

- ・本条例は、子どもの権利を如何に守るかを定めるべきものなので、子どもには何も求めるべきではない。
- ・「子ども自身が努めなければならない」と受け止める感が強いと思う。不登校の子たちは、「学校には枠が多くてしんどい」という思いを持っている子が多い。第6条の（2）多様な生き方が認められ、誰からも幸せを奪われないでいること、を保障するのであれば、子どもの役割も「枠」を作ってしまうように思う。
- ・子どもの権利を保障し、学び、知る機会を提供するのは、市をはじめおとなの役割。子どもの権利条約では、子どもに役割を求めてはいない。「子どもの役割」ではなく、「子どもは、権利の主体として次のことを行使します。」にしてはどうか。

### 「その他」の意見

- ・「子どもの権利宣言」のような文章、「わたしたちは〜〜〜します」を併記するのはどうか。
- ・（1）から（4）の内容は悪くはないが、「努めること」という書き方は、おとなが子どもに命じているようで相応しくない。

# (仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例素案 (三次案) について 【資料 1】

【事務局 まとめ】

## ☆ 子どもの意見の聴き取りや参加についてのご意見

「具体的に会議名を書く」、「『子どもの意見を聴き取る仕組みを創る』のような普遍的な書き方とする」。また、その他のご意見や理由、代替案等をお書きください。

※仕組みを創るなど普遍的な書き方がよい 9名  
※その他 3名 (うち無回答1名)  
※具体的に会議名を書く 1名

### 「仕組みを創るなど普遍的な書き方がよい」と回答された委員の意見

- ・固定した会議でのみ聴き取りを行うのではなく、いろいろな方法で工夫して聴き取りを行う必要がある。
- ・事前学習なしに、子どもたちに「話し合って」と投げかけても厳しいのではないか。
- ・15条の書き方でよいのではないか。条例ができてから、「会議」について検討していくのはどうか。
- ・各関係団体において、子どもの声を聴く、意見を聴き取る場を設けることを努力目標としてはどうか。
- ・運営方針に具体的な場の設定や聴き取り方を示し、取組報告を求めるなど、「見える」アクションを求めることから始めることが必要だと感じる。
- ・「仕組みを創る」という表現であれば、会議等の持ち方も良いものにブラッシュアップできるのではないか。
- ・仕組みを創ることは大変だが、様々な方法で子どもの意見が活かされる機会を作っていかなければならない。
- ・「条例」は、一般的に広範囲で普遍的なルールを定めるものであり、「規則」は、当該条例の具体的な運営や手続きに関するルールを定めるものであると認識している。「条例」の中ではあまり具体化せずに、具体的な会議名などについては、「規則」において定めるといった手法も一つだと考える。「条例」に書いていなくても効果は同様となる。

### 「その他」の意見

- ・具体的だと融通性に欠け、普遍的だと具体化しないかもしれない。ただ、具体化しないと「絵に描いた餅」になる。
- ・意見を聴くための会議は必要ないと思うが、普遍的な書き方では心許ない。

### 「具体的に会議名を書く」と回答された委員の意見

- ・子どもの権利を保障する施策の中で、子どもの声をいかに聴き、反映していくかが重要なポイントで、子どもの意見を反映するための仕組みが「子ども会議」である。
- ・子ども会議だけでなく、様々な子ども参加の機会を積み重ねていくことが大事。
- ・子ども会議という仕組みがあることで、あらゆる場所・場面で子どもの思いや意見を聴く機会が増えることが期待される。

## ☆ その他、条例素案 (三次案) についてのご意見

※素案には盛り込んでいませんが、検討委員からの意見として、提出していただいた全ての意見は、市の担当部局へ提出いたします。